

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.42 (2019 年 1 月～2019 年 5 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

2018 年 12 月の気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 COP24 によって、パリ協定の実施指針が決定された。メカニズムの共通ルールを規定する 6 条は合意されず、今後の交渉を待つことになるが、低炭素化にむけた実施政策の検討が各国で進められている。パリ協定に一致するファイナンスの低炭素化に関連して、ファイナンスの識別作業である「タクソノミー（分類）」の議論が EU や中央銀行、金融規制当局でみられる。

フランスのイエローベスト運動は、炭素税の増税に端を発した社会運動であるが、富裕層に対する不満をも反映している。また、欧州委員会は共通の炭素税政策を採用するための政策文書を発表した。各国とも環境とエネルギー問題の両立に苦慮している。

さらに貿易戦争の渦中において、国境調整税にかかる提言もみられる。国際標準化機構 (ISO) の世界では、エネルギーマネジメントシステム ISO50001 が、昨年、改訂された。

米国カリフォルニア州では、新築住宅に太陽光発電の設置を義務付けるなど、建築物のグリーン化、省エネ化が進んでいる。米国では、ESG (環境・社会・ガバナンス) 投資の観点から energy star 認証等の取得が進む。こうした積極的な動きがある一方、トランプ政権がパリ協定上の公式の脱退手続きを、本年 11 月以降にどのタイミングで採っていくのかも注視される。

地球環境ユニット担任 常務理事 黒木 昭弘

目次

1.パリ協定のルールブック策定と本格化するグリーンファイナンスの議論	2
2.仏、マクロン大統領、黄色いベスト運動を受けて新たな改革案を発表	4
3.建築物の省エネ・グリーン化に関する政策動向	6
4.エネルギーマネジメントシステムに関する国際規格 ISO50001 の改訂	7
5.炭素税導入を目指す欧州委員会	8
6.製品に体化した炭素の定量化と国境調整炭素税をめぐる動向	9

1. パリ協定のルールブック策定と本格化するグリーンファイナンスの議論

2018 年 12 月にポーランドで開催されていた、国連気候変動枠組み条約第 24 回締約国会合（COP24）は、パリ協定の実施指針（ルールブック）を採択して終了した。具体的には、各国が 2020 年以降、5 年周期で提出する、協定上の削減目標である NDC（Nationally Determined Contribution）に添付する説明情報や、隔年の進捗報告、目標達成の検証プロセス、2023 年に開催される世界全体の対策の進捗を確認するグローバルストックテイク等の詳細を定めた PAWP パリ協定作業計画（Paris Agreement Work Program）の合意を完了した。

これにより、先進国と途上国の垣根なく NDC の達成に向けた温暖化対策が継続的に実施される。とりわけ、米国民主党政権がパリ協定の交渉時から重要とみなしていたという透明性枠組みによりついて[1]、レビューの仕組みを先進国と途上国と世界で共通化させることで合意した。競争条件の一致という観点からも、米国にとって一定の成果があったと見られる[2]。

こうした透明性にかかわる交渉に、米国は積極的であったと伝えられるが[3]、トランプ政権下の米国がパリ協定 28 条に定められる離脱手続きをいつ実施するのか否か、今後の動向が注目される。協定発効の 3 年後である 2019 年 11 月以降に、脱退通告が可能となり、その効力を発するのが 2020 年 11 月である点にも留意されたい。米国の選挙戦における論争とあわせて注目される。一方、自国決定を重んずるパリ協定のなかで、その目標のタイプや強度は各国ごとに異なる。中国[4]やインド[5]などでは、パリ協定の NDC 達成も視野に入ってきたという報道が見られる。他方、欧州を含む先進国は、水素などのイノベーションの創出に期待を寄せつつ、エネルギー転換の課題に直面している。それは日本だけの悩みではない。

また、パリ協定 6 条の当該国域外のオフセットメカニズムの共通ルールは今後の交渉を待たねばならない。合意されたルールブックには、2025 年に先立って決定するファイナンス目標の設定の交渉開始を 2020 年にすることが含まれており、今後の交渉上の注目が集まるだろう。同協定 2 条には、「資金の流れを低排出で気候（変動の影響）に強靱な発展に向けた道筋に適合させる」という記載がある。こうしたこともあり、パリ協定に適合するファイナンスの識別である「タクソノミー（分類）」の議論がいくつか進んでいる[6]。こうした議論の背景にはグリーンウォッシングと呼ばれる表むきのグリーンを装う行為が影響しているという見方もある。EU の sustainable finance の議論では、環境によいとされるグリーンファイナンスのタクソノミーに関して、技術専門家グループの報告書が 6 月後半に公表予定であり、産業分類コードごとに EU における「グリーン」とは何かの考え方が提示される。たとえば、ハイブリッド車よりも電気自動車が優先されるなど、欧州勢が強みを持つ高効率機器がピックアップされているケースもある。欧州議会では、原子力を排除することが指摘されるなど、その議論の帰結に注目が集まっている。

同様に、英仏中の中央銀行等と金融監督当局の 36 機関による「金融システムグリーン化ネットワーク」NGFS（Network for Greening the Financial System: NGFS）も同様のタクソノミーの議論を開始した。NGFS は、当局の金融安定モニタリングにおける気候変動リスクの統合をめざし、優良事例の共有化、経済活動や資産等のタクソノミー、すなわちラベリングを議論している。現段階では Green、non-Green、Brown、non-Brown のタクソノミーの考え方を準備段階として特定し公表した。本稿では以下にブラウン資産の例を

示すが、それぞれの資産に具体的なエネルギー源や技術を特定するような記述はない。ブラウン資産を「パリ協定によって影響を受ける資産、気候変動に対して強靱な社会への移行において、どの資産が具体的な影響を受けるか明確に定義づけ、クライテリアを作ることが重要」と概念的な整理をしている。今後、NGFS は、統計収集のためにグリーンボンド、グリーンローンのタクソノミーを進めていくという[7]。この取り組みは、国際比較性も目指すとされていることから、グリーンファイナンスに定義づけられるもの、ブラウンファイナンスに定義づけられるものの双方が注目される。今年中に NGFS はバーゼル銀行監督委員会に報告するとしている。

日本では安倍総理の指示に基づき、「金融機関向けのグリーン投資のガイダンス策定」や、「本年秋のTCFD サミットの開催」[8]などの動きがある。海外の議論では、イノベーション促進のためのグリーンファイナンスのあり方に関する視点が不足しており、こうした点においても日本らしい促進策に期待を寄せたい。

(文責 : 柳 美樹)

(出所)

[1] Todd Stern(2018) “The future of the Paris climate regime”, Brookings, April 11, 2018
<https://www.brookings.edu/on-the-record/the-future-of-the-paris-climate-regime/>

[2] 米国国務省 (2018) 「Outcome of the 24th Session of the Conference of the Parties (COP24)」
<https://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2018/12/288121.htm>

[3]時事通信 (2018) 「米政権の影響、随所に＝対中警戒で多数派工作－C O P 2 4」
時事通信 2018 年 12 月 16 日

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018121600255&g=cyrhttps://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2018/12/288121.htm>

[4]ロイター (2018) 「中国、C O 2 排出量削減で目標上回る成果目指す＝特別代表」ロイター、2018 年 11 月 26 日
<https://jp.reuters.com/article/china-co2-idJPKCN1NV08C>

[5] Vishwa Mohan (2018) “India on track to meet its Paris pledges despite growing emission” , economic times, 2018 年 12 月 29 日
<https://economictimes.indiatimes.com/news/environment/global-warming/india-on-track-to-meet-its-paris-pledges-despite-growing-emission/articleshow/67296690.cms>

[6]COP24 報告会「COP24 のインプリケーションと今後の展望」についても参照されたい
https://eneken.ieej.or.jp/whatsnew_op/environment/190117_material.html

[7] NGSF(2019) “NGFS calls for action by central banks, supervisors and all relevant stakeholders for greening the financial system” 2019 年 4 月 19 日

<https://www.banque-france.fr/en/communique-de-presse/ngfs-calls-action-central-banks-supervisors-and-all-relevant-stakeholders-greening-financial-system>

バーゼル銀行監督委員会は「BIS(Bank for International Settlements)規制」等の国際金融規制を議論する場 <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e24.htm/>

[8]首相官邸 (2019) 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」
平成 31 年 4 月 2 日

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201904/02kondankai.html

2. 仏、マクロン大統領、黄色いベスト運動を受けて新たな改革案を発表

フランスで昨年、2018 年 11 月に始まった「黄色いベスト」運動を発端としたフランス国内での動きは、温暖化政策だけではなく、フランスの政治制度、教育など様々な分野に大きな影響を与えつつある。「黄色いベスト」運動が求める様々な要求に応じてマクロン大統領が、今後のフランスの政治制度、教育、年金制度など幅広い分野での改革案を 2019 年 4 月に発表したためである。

「黄色いベスト」運動は、炭素税への抗議を発端としている。フランスの炭素税は 2014 年にオランド政権の下で主に家庭や運輸部門を対象として導入された。その後、2017 年のマクロン政権へ政権交代がなされたが炭素税は維持され、むしろ税率の段階的な上昇を加速することが決定された。そのため、2018 年の税額€44.6/tCO₂e(ガソリンについては 68.29c€/l) から 2019 年には€55/tCO₂e (同 70.67c€/l) に引き上げられる予定であった。

このような炭素税の引き上げと、それによるガソリンの値上げに対する抗議活動として行われたのが「黄色いベスト」運動である。この抗議活動への参加者が、路上で作業を行う労働者が着用する蛍光色のベストを身につけているため、この運動は「黄色いベスト」運動と呼ばれている。

「黄色いベスト」運動の大きな特徴は労働組合などの団体により組織された抗議活動ではなく、一般市民が、SNS を通じて組織して行われていることである。このような自然発生的な抗議運動が行われたのは、フランスの一般市民の間に徐々に広まっていたマクロン大統領に対する強い反発がある。特に、マクロン政権の下で実施された改革には保有する資産価値に応じて課税される富裕税を緩和し、法人税を減税するなど、富裕層や企業を優遇するものが含まれていた。一方で、労働法の改正やフランス国鉄の改革なども含まれ、一般の労働者や地方の住民にとっては厳しいものとなっていた。

「黄色いベスト」運動は、Facebook において、その主要な要求を示しているが、この中では、炭素税の引き下げが求められるとともに、レフェランダム（国民投票）の導入、上院の廃止、公務員の給与削減や特典の廃止、男女間の賃金格差の解消、年金の増額などの幅広い内容となっており、マクロン政権への不満だけではなく、現在のフランス社会や政治制度の抱える問題に対して、幅広い解決策が求められている。

これに対してマクロン政権も手をこまねいていた訳ではない。2018 年 12 月に政府は炭素税の引き上げを一旦、停止すると発表するとともに、一般市民の不満を解消するために対話集会、国民的対話を各地で開催すると発表した。国民対話においては、炭素税だけではなく、一般市民が抱える幅広い問題について意見交換することで一般市民の声を今後の政策の実施に反映させようとする試みであった。

4 月 25 日にマクロン大統領が発表した新たな改革案は、この国民対話を通じて得られた市民からの声を踏まえて作成されたものである。マクロン大統領は、中間層への減税、地方分権の促進、公務員改革、教育や人材開発の充実など、幅広い提案を行った。温暖化対策については、このような幅広い改革案の一部として含まれている。

マクロン大統領は、新たに温暖化対策を抽選で選出された国民が議論する国民対話を新たに設け、議論した結果を具体的な提案（運輸部門、建築物などでの取組み）として議会に提出することや、閣僚による生態系保護評議会を設けて、政府部内での温暖化対策、環境政策の実施を促進すること、グリーンファイナンスの拡大などが提案されている。

「黄色いベスト」運動の発端となった炭素税については、国民対話の中でも、温暖化対

策の必要性を認めつつ、炭素税については大半の参加者が反対する意向をしめしていたが、マクロン大統領は、最低限の炭素価格を維持するとともに、環境配慮の関税措置となる国境調整税を設けることを提案している。

「黄色いベスト」運動の要求である炭素税の引き下げを行う余地を残しているものの、「最低限」の水準は明示されていないため、果たして「黄色いベスト」運動の要求を満たすものとなりうるのか疑問は残る。また、国民対話で示された多くの市民の見解とも異なるものとなっている。

また、世論調査の結果を見ると、この改革案については全ての提案に対して支持が得られている訳ではない。中間層への減税措置については 77%が支持されている一方で、国立行政学院の廃止については、37%しか支持が得られていない。特に、野党からは批判が多く、十分な解決策とはなっていないと指摘する声（保守系の共和党）や、国民対話での幅広い議論に対して小さな解決策しか示していないとする見解（左派の社会党）等、左派右派の双方からの批判がなされている。更に、「黄色いベスト」運動の抗議活動は、マクロン大統領の改革案発表後も相変わらず続いている。

マクロン大統領としては、「黄色いベスト」運動を沈静化させるために、出来る範囲の対策はとったと言える。「黄色いベスト」運動への参加者が減少傾向にあるとの報道もあるが、果たして、どれだけの効果を持つのか疑問が多い。更に、このようなマクロン政権の下で実施されてきた政策に対する反発は、今後のフランスの政治動向だけではなく、欧州全体にも影響を及ぼしていく可能性もある。

(文責：小松 潔)

(出所)

- [1] Bloomberg “The French Are Finding Common Ground With Macron” 2019 年 4 月 19 日
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-04-19/french-agree-with-macron-s-proposals-though-not-on-ena-poll>
- [2] ENDS “French voters want more climate action, but not green taxes - government” 2019 年 4 月 9 日
https://www.endseurope.com/article/55324/french-voters-want-more-climate-action-but-not-green-taxes-government?logged_from_gated=true
- [3] Politico “Macron’s response to Yellow Jackets” 2019 年 4 月 25 日
<https://www.politico.eu/article/emmanuel-macron-speech-yellow-jackets-response-tax-cuts-reform/>
- [4] RFI “Opposition slams Macron's proposed reforms” 2019 年 4 月 26 日
<http://en.rfi.fr/france/20190426-macron-announcement-reactions-grand-debate-retirement-tax-cuts-bruno-lemaire>
- [5] Le Journal Dimanch “Voici toutes les revendications des Gilets jaunes”
2018 年 11 月 28 日
<https://www.lejdd.fr/Politique/verbatim-voici-toutes-les-revendications-des-gilets-jaunes-3809783>
- [6] フランス大統領府発表資料 “Conférence de presse à l’ issue du Grand Débat national.” 2019 年 4 月 25 日
<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2019/04/25/conference-de-presse-grand-debat-national>
- [7] Reuter “仏「黄色いベスト」運動が 26 週目に、参加者減少の一方で衝突も” 2019 年 5 月 13 日
<https://jp.reuters.com/article/france-protests-idJPKCN1SJ07Q>

3. 建築建築物の省エネ・グリーン化に関する政策動向

建築物のグリーン化に向け民間主導の取組みが活発化している。米国の事務所ビルでは、総床面積の 41% がグリーンビルディング認証である LEED (Leadership in Energy & Environmental Design) 認証[1]または省エネ認証である Energy Star 認証を取得しており(2018 年)、2005 年の同 5% と比較すると拡大が著しい。環境や社会、ガバナンスの貢献を評価する ESG 投資への関心が広がる中、LEED 認証や Energy Star 認証の取得が評価指標として拡大しており、先進国を中心として同様の傾向が進展している[2]。段階的に強化されている建築物の省エネ基準において、再生可能エネルギーの設置を義務化する例が新たな潮流として挙げられる。

米国カリフォルニア州では、2018 年 12 月に議会が承認した 2019 年版の建築物の省エネ基準において、新築住宅(戸建て・集合 3 階建てまで)は、太陽光発電の設置を義務付けることが決定している。同基準は 2020 年 1 月 1 日から適用される[3]。

ニューヨーク市は 2019 年 4 月に、市内の 25,000 平方フィート(2,322 平方メートル)以上の建築物において、CO₂ の排出量を 2030 年までに 40%、50 年までに 80% 削減とする目標案を可決した。これにより、ニューヨーク市内の 50,000 件に及ぶ建築物が目標達成の対象となり、2030 年の目標水準としては 4.53kg-CO₂/平方フィートとしている。一方、ニューヨーク市における建築物は 50 年を超えるなど古い物件が多く存在しており、改修工事をおこなったエンパイアステートビルディングでも現在の平方フィートあたりの CO₂ 排出量が 6.27kg であり、追加的な CO₂ 排出削減には冷暖房設備の更新等、大幅な投資を必要とする。なお、ニューヨーク市ではその費用を 40 億ドル(約 4500 億円)と推計している[4]。国内では、改正建築物省エネ法が 2019 年 5 月 10 日に成立した。これにより、従来の延べ床面積 2,000 m² 以上の大規模建物から、同 300 m² 以上の新築中規模の業務建物(住宅を除く)に対し省エネ基準の適合義務化範囲が拡大される。今回の改正では、延べ床面積 300 m² 以下の小規模住宅・建築物の義務化は見送られた。小規模住宅・建築物の省エネ基準適合率が 57~69%にとどまるなど、省エネ基準を習熟していない事業者が相当程度いると指摘できる。

まずは本法改正にあるように、①マンション等では計画に対する監督体制を強化し、②戸建て住宅では建築士から建築主に対して、省エネ性能に関する説明を義務付ける制度を創設、基準遵守に向けた底上げを図ることが重要である[5]。今般創設された新たなインセンティブとして、③オフィスビルについて、複数の建築物による連携した取組み(例: コージェネ導入による熱源の共有、蓄電池の共有)で建築物の省エネ性能が向上した場合は、建物の容積率から設備面積が控除される。こうしたスキームが建築物の省エネ、とりわけ民間主導の省エネの促進材料となることが期待される。

(文責: 土井 菜保子)

(出所)

- [1] LEED は、グリーンビルディングの認証プログラムであり、建築物のグリーン化に資する評価を (1) 持続可能なサイト、(2) 水の効率利用、(3) エネルギー、(4) 材料と資源、(5) 室内環境、そして (6) デザインにおける革新性について行うものである。以下、(一財) グリーンビルディングジャパンに詳しい。https://www.gbj.or.jp/leed/about_leed/
- [2] Power Technology (2018) “California approves solar power law for new homes built from 2020”
- [3] CBRE (2018) “U.S. Green Building Adoption Index 2018”

- [4] New York Times (2019) “Big buildings hurt the climate. New York City hopes to change that.”
[5] 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

4. エネルギーマネジメントシステムに関する国際規格 ISO50001 の改訂

国際標準化機構 (ISO) が策定しているエネルギーマネジメントシステム (EnMS) を規定した ISO50001 が、2018 年 8 月 21 日に改訂された (ISO50001: 2018)。ISO50001 は、エネルギーパフォーマンス (EnP) の継続的な改善を達成することを可能とする体系的な取組み (systematic approach) を規定したマネジメントシステム規格 (MSS) であり、2011 年に初版 (ISO50001: 2011) が発行されている。

今回の改訂では、ISO が開発する MSS の条項を統一する上位構造 (high level structure) を規定している付属書 SL (ISO/IEC Directives Annex SL) に沿った内容で改訂され、環境マネジメントシステム規格 ISO14001 およびその他の ISO MSS との互換性が高まり、リーダーシップの責任強化も重視された。また、EnP に関する重要な概念が明確化し、エネルギーデータの収集とエネルギーパフォーマンス指標 (EnPI) の正規化 (normalization) に関するセクションも改善された。

ISO50001 では EnP の継続的改善を重視し、体系的プロセス (systematic process)、データ駆動型プロセス (data-driven process) および事実に基づくプロセス (facts-based process) を要求事項とする「エネルギーパフォーマンスアプローチ (energy performance approach)」が採用されており、今回の改訂ではエネルギーパフォーマンスの改善 (energy performance improvement) の実証 (demonstration) が要求事項として追加された。EnP とは、エネルギーの使用 (energy use)、エネルギー効率 (energy efficiency) およびエネルギー使用量 (energy consumption) に関連した概念であり、EnPI とは、組織によって定義された EnP を測定する尺度又は単位を意味する。また、エネルギーパフォーマンスの改善とは、エネルギーベースライン (EnB) と比較した上での、エネルギー効率又はエネルギーの使用に関連するエネルギー使用量の測定可能な結果 (measurable results) の改善と定義されている。その際、同等の条件下でエネルギーパフォーマンスの比較を可能とするために正規化することが要求されているが、2011 年版では不明瞭な記述となっていた。2018 年版では、EnPI が関連変数 (relevant variable) の影響を著しく受ける場合には、EnPI の正規化の実施が要求事項として明確に記載された。

ISO によると 2017 年までの時点で、全世界で 22,870 件の ISO50001 が認証され、その認証数の 8 割以上の 19,024 件が欧州地域に集中している。その要因として、EU エネルギー効率指令第 8 条の省エネ診断義務およびドイツにおける電気税減免措置などが導入背景となっている。日本では、省エネ法の EnMS が ISO50001 と整合しているという背景から、その認証数は 35 件に留まっている。ISO50001 は、2011 年の発行以来、世界での認証数は順調に増加してきたが、2017 年の増加率は 2016 年比 13% 増に留まり、早くも普及拡大の勢いに陰りが見えてきている。

注 本稿は 2018 年 7 月時点の執筆である点、予め留意されたい。

(文責：野田 冬彦)

(出所)

[1] Clare Naden, *ISO 50001 for energy management gets a boost*, Aug 21, 2018.
<https://www.iso.org/news/ref2316.html>

[2] Laurent Charlet, *ISO Survey 2017*, ISO, 2018.

<https://www.iso.org/the-iso-survey.html>

[3] 野田冬彦, 海外のエネルギー・マネジメント関連制度・推進活動と国際標準(規格)の役割, エネルギー総合工学(41)1, 2018 年 4 月

http://www.iae.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/201804_Vol41_No1.pdf

5.炭素税導入を目指す欧州委員会

2019 年 4 月に欧州委員会がエネルギー同盟に関する第四次報告書を発表し、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー導入率、エネルギー効率改善といった目標指標の進捗状況等が欧州理事会及び欧州議会に報告された。併せて、欧州委員会は域内のエネルギー税制を気候変動対策のために調和させていくための政策文書(COM(2019) 177 final)を発表した。

同政策文書では、EU の機能に関する条約 192 条 2 項の環境分野に関する架橋条項¹、またはリスボン条約 248 条 7 項の一般架橋条項の規定に基づき、エネルギー関連税制に関する全会一致原則の特定多数(qualified majority)へ変更することが EU としての気候変動分野での長期的な野心の達成を支援すると強調している。そのために、エネルギー税制は全会一致を必要とするエネルギー分野ではなく、環境分野での目的に合致するとし、現行の質量単位での課税から炭素含有量に基づく課税に変更することで、その目標達成に資する域内で調和した税制へ移行する必要があることを示している。ただし、架橋条項を満たすには欧州理事会での全会一致、欧州議会での過半数の同意、そして加盟国議会の同意が必要になるため、特定多数への変更は加盟国間の利害調整が容易ではない。

1997 年の共通炭素税の導入失敗、2011 年の最低エネルギー税率指令の改正失敗を乗り越えて、三度、欧州委員会から域内共通の炭素税導入を目指す動きがある理由として二つ挙げられる。一つはフランス、ドイツといった主要国が新たに炭素税の導入を検討していることである。フランスでは、黄色いベスト運動によって導入が一時頓挫しているが、マクロン大統領は依然として導入に向けた調整を続けている。ドイツでは、メルケル首相が年末までに炭素税の導入を検討するよう関係閣僚へ指示し、大きな議論を巻き起こしている。二つ目は、運輸部門の排出削減を促進するためである。EU 域内の運輸部門(国際航空を含む)からの排出量は、2016 年に 1990 年比 26%増加、前年比 2.7%増加しており、欧州環境庁は 2017 年も 1.6%増加したと予測している。自動車の燃費規制導入後も増加傾向であり、排出削減のインセンティブとして炭素税が注目されている。

EU ETS 対象部門以外へ広く炭素税を課税するという欧州委員会の提案に対して EU 加盟国への賛同が広がるのか、フランスの事例が示すようにエネルギー税制の改正は EU としての大きな挑戦であるといえる。一方で、5 月 24 日に投開票が行われた欧州議会選の結果、環境政党が躍進したことは今後の気候変動分野での議論が活発化することが見込まれる。2030 年目標の達成には政策強化が必要であり、さらに 2050 年にカーボンニュートラルを達成することが EU の既定路線と見込まれる中、欧州委員会の目論見通りに変更されるのか EU としての気候変動政策の今後を占うことになる。

(文責 清水 透)

(出所)

[1] 庄司克宏 (2004) 「2004 年欧州憲法条約の概要と評価 : 「一層緊密化する連合」から「多様性の中の

¹ EU 理事会における決定について、リスボン条約または EU の機能に関する条約の改正を伴わずに手続要件を緩和(全会一致原則の解除)することを可能とする条項。(庄司 2004, 2008)

² 欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約

- 結合」へ」慶應法学 No.1, pp.1-61
- [2] 庄司克宏 (2008) 「リスボン条約(EU)の概要と評価」慶應法学 No.10, pp.195-272
- [3] ENDS (2019/4/9) “French voters want more climate action, but not green taxes – government,” <https://www.endseurope.com/article/55324/french-voters-want-more-climate-action-but-not-green-taxes-government>
- [4] ENDS (2019/4/15) “Merkel: Germany to decide on carbon tax before year-end,” <https://www.endseurope.com/article/55373/merkel-germany-to-decide-on-carbon-tax-before-year-end>
- [5] European Commission (2019/4/9) “Fourth Report on the State of the Energy Union,” https://ec.europa.eu/commission/publications/4th-state-energy-union_en
- [6] European Commission (2019/4/9) “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL AND THE COUNCIL A more efficient and democratic decision making in EU energy and climate policy,” (COM(2019) 177 final)

6.製品に体化した炭素の定量化と国境調整炭素税をめぐる動向 — 貿易紛争と地球温暖化対策

貿易紛争が激化する中、貿易措置に国境税調整の形で地球温暖化対策を組み合わせることへの関心が高まっている。

2018年9月5日、「気候政策における炭素ループホール:貿易品に体化した炭素の定量化」報告書が発表された[1]。貿易品に体化した炭素とは、各国間で取引される製品の製造段階で排出された温室効果ガス排出量を指す。貿易に体化した排出量は、現在の温室効果ガス算定システムである生産ベースの排出量では輸入国側で算定されていない。先進国による排出削減の達成の多くは、実際は、途上国との貿易を通じた排出量のアウトソーシングとして現れており、著者たちはこれを炭素ループホールと称している。この報告書は、輸入された製品に体化した排出量ないしは消費ベースでの排出量（輸入された製品に体化した排出量を消費国・輸入国側で算定したもの）の世界レベルでの分析のアップデート版を提供することを目的として、多地域産業連関表を用いている。世界のCO₂排出量の約4分の1が輸入品に体化しており、その割合は増加している。消費ベース算定の政策適用の一つとして、国境税調整が挙げられている。

2018年7月19日、Nature誌に発表された論文で、関税の代わりに炭素課金を輸入に適用することで、保護主義と排出量を一挙に解決することが提案された[2]。各国政府は、炭素課金を輸入にかけるべきだとした。「国境調整炭素税」は、輸入品に、そのカーボンフットプリント（製造時に放出される排出量の合計）に応じて適用される。国境調整炭素税により、国内・国外製造者に同じ経済的負荷を課すことにより、排出量上の競争条件が均等化される。生産者は、炭素規制が弱い場所で製品を製造するインセンティブを失い、貿易相手は、ペナルティーを避けるため低炭素製品を製造・輸出することを選ぶ。今後のステップとして、米国の貿易相手国が、米国による関税への対抗策として、製品の炭素集約度に基づいて関税を課すことが提案されている。

これに対して米国側からは、Banks元大統領特別補佐官が2019年1月14日、Hill誌に投稿し、炭素関税を課し、海外でつくられた原単位の大きい製品を国内でつくられた原単位の低い製品で代替することを通じて、米国は排出量を削減できると主張した[3]。このアプローチにより、他の国が同一の算定方法を採用、当該市場で米国製品が競争者よりも低い炭素関税を適用されれば、米国の輸出も増加する。炭素関税を適切に用いれば、貿易・気候政策により、米国製造業を守るとともに、米国の輸出を促進することができるとした。

国境調整炭素税は実施が難しく、法的なリスク（WTOの無差別原則違反）やカーボンフットプリント測定 of の複雑さが指摘されている。カーボンフットプリント測定 of の複雑さは、多地域産業連関表の利用により解決される可能性がある。ただし、企業ごと製品ごとの排

出量を用いるには、ボトムアップでの製造段階までのライフサイクルアセスメントによる算定や、排出量の検証が必要になる。

(文責 田上 貴彦)

(出所)

- [1] Moran, D., Hasanbeigi, A. and Springer, C., The Carbon Loophole in Climate Policy: Quantifying the Embodied Carbon in Traded Products, KGM & Associates, Global Efficiency Intelligence and ClimateWorks Foundation, (2018).
<https://static1.squarespace.com/static/5877e86f9de4bb8bce72105c/t/5c59c128a4222ff1d39e3b28/1549386038799/The+Carbon+Loophole+in+Climate+Policy-Final.pdf>
- [2] Mehling, M. A. et al., Comment: Beat protectionism and emissions at a stroke, Nature 559, 321-324 (2018).
<https://www.nature.com/magazine-assets/d41586-018-05708-7/d41586-018-05708-7.pdf>
- [3] Banks, G. D., Finally, some fairness in global reporting of greenhouse gas, The Hill, 14/01/2019.
<https://thehill.com/opinion/energy-environment/425277-finally-some-fairness-in-global-reporting-of-greenhouse-gas>

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp